

福島県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例

〔平成28年3月25日〕
福島県条例第48号
改正 平成29年3月24日
福島県条例第32号

(手数料の徴収)

第1条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第12条第1項及び第13条第2項の規定に基づく適合性判定並びに第12条第2項及び第13条第3項に基づく変更の適合性判定の申請者、第29条第1項及び第36条第1項の規定に基づく認定並びに第31条第1項の規定に基づく変更の認定の申請者並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。）第11条に基づく書面の交付の申請者から、この条例に定めるところにより手数料を徴収する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 住宅部分 法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。
- 二 非住宅部分 法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。
- 三 複合建築物 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）第1条第1項第一号に規定する複合建築物をいう。
- 四 一戸建ての住宅 一棟の建築物からなる一戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないものをいう。
- 五 共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 六 工場等 工場、倉庫、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

(手数料の額)

第3条 手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 法第12条第1項及び第13条第2項の規定による法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画（以下単に「建築物エネルギー消費性能確保計画」という。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請者（以下「判定申請者」という。）から徴収する場合 次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める額

区分			手数料の額
評価する部分	評価基準	床面積等	
非住宅部分(工場等)	標準入力法・主要室入力法（省	300平方メートル未満	252,000円
		300平方メートル以上2,000平方メー	407,000円

を除く。	令第1条第1号イに規定する基準をいう。この号、次号、第五号及び第六号において同じ。）	トル未満	
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	580,000円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	715,000円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	845,000円
		25,000平方メートル以上	964,000円
	モデル建物法（省令第1条第1号ロに規定する基準をいう。この号、次号、第五号及び第六号において同じ。）	300平方メートル未満	97,000円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満	162,000円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	261,000円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	341,000円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	410,000円
		25,000平方メートル以上	481,000円
非住宅部分(工場等に限る。)	標準入力法・主要室入力法	300平方メートル未満	26,000円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満	48,000円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	113,000円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	167,000円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	206,000円
		25,000平方メートル以上	255,000円
	モデル建物法	300平方メートル未満	21,000円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満	42,000円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	105,000円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	159,000円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	197,000円
		25,000平方メートル以上	244,000円

二 法第12条第2項及び第13条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更の適合性判定の申請者（以下「変更判定申請者」という。）から徴収する場合 次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める額

		区分		
評価する部分	評価基準	床面積等	手数料の額	
非住宅部分(工場等を除く。)	標準入力法・主要室入力法	300平方メートル未満	126,000円	
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満	204,000円	
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	290,000円	
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	358,000円	
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	423,000円	
		25,000平方メートル以上	482,000円	
	モデル建物法	300平方メートル未満	49,000円	
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満	81,000円	
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	131,000円	
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	171,000円	
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	205,000円	
		25,000平方メートル以上	241,000円	
	非住宅部分(工場等に限る。)	標準入力法・主要室入力法	300平方メートル未満	13,000円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満	24,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満			57,000円	
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満			84,000円	
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満			103,000円	
25,000平方メートル以上			128,000円	
モデル建物法		300平方メートル未満	11,000円	
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満	21,000円	
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	53,000円	
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	80,000円	
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	99,000円	

	25,000 平方メートル以上	122,000 円
--	-----------------	-----------

三 法第29条第1項の規定による同項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画（以下単に「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）の認定の申請者（以下「認定申請者」という。）から徴収する場合 次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄（認定申請者が当該申請に係る建築物が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類で規則で定めるもの（以下「適合証等」という。）を添えて当該認定の申請をする場合にあっては、下欄）に定める額

評価する部分	評価基準	区分		手数料の額	適合証等を添付した場合の手数料の額	
		床面積等				
非住宅部分	標準入力法・主要室入力法（省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)に規定する基準をいう。次号において同じ。）	300 平方メートル未満		252,000 円	11,000 円	
		300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満		407,000 円	30,000 円	
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満		580,000 円	89,000 円	
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満		715,000 円	141,000 円	
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満		845,000 円	178,000 円	
		25,000 平方メートル以上		964,000 円	222,000 円	
	モデル建物法（省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準をいう。次号において同じ。）	300 平方メートル未満		97,000 円	11,000 円	
		300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満		162,000 円	30,000 円	
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満		261,000 円	89,000 円	
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満		341,000 円	141,000 円	
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満		410,000 円	178,000 円	
		25,000 平方メートル以上		481,000 円	222,000 円	
	住宅部分	性能基準（省令第10条第2号に規定する基準をいう。次号において同じ。）	一戸建ての住宅で 200 平方メートル未満		38,000 円	6,000 円
			一戸建ての住宅で 200 平方メートル以上		43,000 円	6,000 円
共同住宅等で 300 平方メートル未満			77,000 円	11,000 円		
共同住宅等で 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満			128,000 円	23,000 円		
共同住宅等で 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満			217,000 円	50,000 円		

		共同住宅等で5,000平方メートル以上	311,000円	89,000円
--	--	---------------------	----------	---------

四 法第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請者（以下「変更認定申請者」という。）から徴収する場合 次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄（変更認定申請者が適合証等を添えて当該認定の申請をする場合にあっては、下欄）に定める額

		区分			
評価する部分	評価基準	床面積等	手数料の額	適合証等を添付した場合の手数料の額	
非住宅部分	標準入力法・ 主要室入力法	300平方メートル未満	126,000円	6,000円	
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満	204,000円	15,000円	
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	290,000円	45,000円	
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	358,000円	71,000円	
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	423,000円	89,000円	
		25,000平方メートル以上	482,000円	111,000円	
	モデル建物法	300平方メートル未満	49,000円	6,000円	
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満	81,000円	15,000円	
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	131,000円	45,000円	
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	171,000円	71,000円	
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	205,000円	89,000円	
		25,000平方メートル以上	241,000円	111,000円	
	住宅部分	性能基準	一戸建ての住宅で200平方メートル未満	19,000円	3,000円
			一戸建ての住宅で200平方メートル以上	22,000円	3,000円
共同住宅等で300平方メートル未満			39,000円	6,000円	
共同住宅等で300平方メートル以上2,000平方メートル未満			64,000円	12,000円	
共同住宅等で2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満			109,000円	25,000円	

	共同住宅等で5,000平方メートル以上	156,000円	45,000円
--	---------------------	----------	---------

五 法第36条第1項の規定による同項に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請者（以下「適合認定申請者」という。）から徴収する場合次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄（適合認定申請者が適合証等を添えて当該認定の申請をする場合にあっては、下欄）に定める額

		区分		手数料の額	適合証等を添付した場合の手数料の額
評価する部分	評価基準	床面積等			
非住宅部分	標準入力法・主要室入力法	300平方メートル未満		252,000円	11,000円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満		407,000円	30,000円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満		580,000円	89,000円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満		715,000円	141,000円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満		845,000円	178,000円
		25,000平方メートル以上		964,000円	222,000円
	モデル建物法	300平方メートル未満		97,000円	11,000円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満		162,000円	30,000円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満		261,000円	89,000円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満		341,000円	141,000円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満		410,000円	178,000円
		25,000平方メートル以上		481,000円	222,000円
住宅部分	性能基準（省令第1条第1項第二号イ（1）及び同号ロ（1）に規定する基準をいう。）	一戸建ての住宅で200平方メートル未満		38,000円	6,000円
		一戸建ての住宅で200平方メートル以上		43,000円	6,000円
		共同住宅等で300平方メートル未満		77,000円	11,000円
		共同住宅等で300平方メートル以上2,000平方メートル未満		128,000円	23,000円
		共同住宅等で2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満		217,000円	50,000円

		共同住宅等で5,000平方メートル以上	311,000円	89,000円
仕様基準（省令第1条第1項第二号イ（2）及び同号ロ（2）に規定する基準をいう。）		一戸建ての住宅で200平方メートル未満	20,000円	6,000円
		一戸建ての住宅で200平方メートル以上	21,000円	6,000円
		共同住宅等で300平方メートル未満	37,000円	11,000円
		共同住宅等で300平方メートル以上2,000平方メートル未満	63,000円	23,000円
		共同住宅等で2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	114,000円	50,000円
		共同住宅等で5,000平方メートル以上	173,000円	89,000円

六 施行規則第11条の規定による同条に規定する軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請者（以下「交付申請者」という。）から徴収する場合 次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める額

区分			手数料の額
評価する部分	評価基準	床面積等	
非住宅部分（工場等を除く。）	標準入力法・主要室入力法	300平方メートル未満	126,000円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満	204,000円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	290,000円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	358,000円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	423,000円
		25,000平方メートル以上	482,000円
	モデル建物法	300平方メートル未満	49,000円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満	81,000円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	131,000円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	171,000円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	205,000円
		25,000平方メートル以上	241,000円
非住宅部	標準入力法・主	300平方メートル未満	13,000円

分(工場等に限る。)	要室入力法	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満	24,000 円
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満	57,000 円
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満	84,000 円
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満	103,000 円
		25,000 平方メートル以上	128,000 円
	モデル建物法	300 平方メートル未満	11,000 円
		300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満	21,000 円
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満	53,000 円
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満	80,000 円
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満	99,000 円
		25,000 平方メートル以上	122,000 円

七 複合建築物の場合 次のアからカに掲げる場合に応じ、それぞれアからカに定める額

ア 判定申請者から徴収する場合 第3条第一号の表の上欄に掲げる非住宅部分（工場等を除く。）に係る評価基準及び床面積等の区分に応じ、同表の下欄に定める額と同表の上欄に掲げる非住宅部分（工場等に限る。）に係る評価基準及び床面積等の区分に応じ、同表の下欄に定める額とを合算した額

イ 変更判定申請者から徴収する場合 第3条第二号の表の上欄に掲げる非住宅部分（工場等を除く。）に係る評価基準及び床面積等の区分に応じ、同表の下欄に定める額と同表の上欄に掲げる非住宅部分（工場等に限る。）に係る評価基準及び床面積等の区分に応じ、同表の下欄に定める額とを合算した額

ウ 認定申請者から徴収する場合 第3条第三号の表の上欄に掲げる非住宅部分に係る評価基準及び床面積等の区分に応じ、同表の中欄（認定申請者が適合証等を添えて当該認定の申請をする場合にあつては、下欄）に定める額と同表の上欄に掲げる住宅部分に係る評価基準及び床面積等の区分に応じ、同表の中欄（認定申請者が適合証等を添えて当該認定の申請をする場合にあつては、下欄）に定める額とを合算した額

エ 変更認定申請者から徴収する場合 第3条第四号の表の上欄に掲げる非住宅部分に係る評価基準及び床面積等の区分に応じ、同表の中欄（変更認定申請者が適合証等を添えて当該認定の申請をする場合にあつては、下欄）に定める額と同表の上欄に掲げる住宅部分に係る評価基準及び床面積等の区分に応じ、同表の中欄（変更認定申請者が適合証等を添えて当該変更認定の申請をする場合にあつては、下欄）に

定める額とを合算した額

オ 適合認定申請者から徴収する場合 第3条第五号の表の上欄に掲げる非住宅部分に係る評価基準及び床面積等の区分に応じ、同表の中欄（適合認定申請者が適合証等を添えて当該認定の申請をする場合にあつては、下欄）に定める額と同表の上欄に掲げる住宅部分に係る評価基準及び床面積等の区分に応じ、同表の中欄（適合認定申請者が適合証等を添えて当該認定の申請をする場合にあつては、下欄）に定める額とを合算した額

カ 交付申請者から徴収する場合 第3条第六号の表の上欄に掲げる非住宅部分（工場等を除く。）に係る評価基準及び床面積等の区分に応じ、同表の下欄に定める額と同表の上欄に掲げる非住宅部分（工場等に限る。）に係る評価基準及び床面積等の区分に応じ、同表の下欄に定める額とを合算した額

2 前項第三号、第四号並びに第七号ウ及びエの規定にかかわらず、法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による審査の申出をする場合における手数料の額は、前項第三号、第四号並びに第七号ウ及びエに定める額に、福島県建築基準法施行条例（昭和26年福島県条例第60号）第47条の2第1項に定める額を加算した額とする。

（手数料の納付方法）

第4条 手数料は、福島県収入証紙で納付しなければならない。

（手数料の不返還）

第5条 既に納付された手数料は、返還しない。

（過料）

第6条 詐欺その他の不正の行為により手数料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円）以下の過料を科する。

附 則（平成28年3月25日条例第48号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日条例第32号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。